

# 少額・低リスクの後払いサービスに対する リスクベース・アプローチの導入

令和元年10月15日  
商務・サービスグループ  
商取引監督課

# 割賦販売小委員会「中間整理」（令和元年5月29日）における整理①

## 今後の規制体系のあり方

- 決済テクノロジーの進化する中、技術革新を適切に取り込んでいくための、より柔軟な規制の枠組みが求められており、以下のような考え方に則ってそのあり方を見直すことが必要である。
- テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ（ビッグデータ）が取得できるようになるとともに、新たにAI等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、**技術のあり様は常に進化を続けている。**
- 割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される。一方で、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれず、また、画一的な規制は新たな技術革新を阻害するおそれも指摘されている。このため、**技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組み**が求められている。
- 具体的には、**リスクベース・アプローチ**や**性能規定**の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、**RegTech／SupTech**などによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。
- これまでの画一的で一律の規制の枠組みの中で存在していた方法のみならず、事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、**事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安心・安全な取引環境を構築するために重要な方法**であり、**消費者保護を精緻化するアプローチ**であると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、**テクノロジー社会を前提とした新たな安心・安全なクレジットカード利用環境の整備を進める**ことが必要である。

# 割賦販売小委員会「中間整理」(令和元年5月29日)における整理②

## リスクベース・アプローチの導入

### 現状と環境変化

#### 従来のクレジットカード取引

比較的高額な商品・サービス(極度額は数十万円)の購入が可能なサービス設計のものが主流

#### 新たな少額後払いサービス

取引履歴等のビッグデータやAI分析の活用により、精緻な与信審査を行うなど、より高度な与信リスク管理を実施

決済を行う事業者

従来のクレジットカードネットワークを利用せず、インターネット等を活用した新しいネットワークで決済

後払い

審査・与信

立替払い

物理的なクレジットカードは保持しない



消費者 商品・サービスの購入



Eコマース事業者(加盟店)

趣味、雑貨、衣類、日用品等の低額な範囲での商品・サービス

少額の範囲のサービスであり、主として月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式とするものであり、従来のクレジットカードサービスに比べて、極度額が少額に抑えられている限り、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい。また、当該サービスについては、テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、より高度なリスク管理が可能となっている。

### 課題と方向性

#### 割賦販売法における現行規制(一律の法規制)

従来とは異なる少額・低リスクのサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにも関わらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制(登録基準、体制整備、取引条件の表示等)が一律に課されている(一部の民事ルールを除く)。

#### リスクベース・アプローチの導入

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。特に、新たに登場している少額・低リスクのサービスについては、…内在するリスクを分析し、消費者保護とのバランスを保ちつつ、リスクに応じた相応の規制を課すことが適切である。

具体的には、行政規制として、支払可能見込額調査(後述)、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務(後述)、クレジットカード番号等の適切管理、取引条件の表示義務・書面交付義務、苦情処理、登録、資本要件、体制整備といった規制があるが、これらのうち必要なものについて、リスクベース・アプローチを適用することとする。…今後…、具体的な制度のあり方を整理し、制度化を図る必要がある。

# 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入①

## 割賦販売法上のリスクの整理と各リスクへのリスクベース・アプローチの適用の可否の評価

### 少額・低リスクの後払いサービス

- ・少額（極度額10万円以下）の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービス
- ・ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理

割賦販売小委員会「中間整理」（令和元年5月29日）より

主たる担い手として想定されるFinTech企業での特性を踏まえた上での検討が必要

リスクの性質	具体的制度内容	現行法の措置	少額・低リスクの後払いサービス		リスクベース・アプローチに基づく規制見直しの可否	
			極度額少額	高度な与信リスク管理		
消費者にとってのリスク	過剰与信防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払可能見込額調査</li> <li>・ 支払可能見込額を超える与信の禁止</li> </ul>	少額の範囲のサービスであり、支払が過度に困難な債務を負うことは想定し難く、一部の規制の見直しは可能か。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少なく、一部の規制の見直しは可能か。	(与信審査における性能規定として別途検討)	
	契約条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引条件についての広告表示規制</li> <li>・ 書面交付義務</li> </ul>			少額であるため、消費者被害は限定的であるが、リスクベース・アプローチの考え方により現行規定を見直すことは妥当か。	必ずしも低くはない。
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>取引条件の表示の書面交付義務</b></li> </ul>	具体的な表示方法について一定の見直しが可能と考え得るか。		
	苦情の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理体制の整備</li> </ul>	必ずしも低くはない。	-		現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	カード番号の漏えい防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジットカード番号等の適切管理</li> </ul>				現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の情報の適正な取扱い</li> </ul>	必ずしも低くはない。	-		現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	金銭的な救済		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗弁の接続</li> </ul>	現行法上、4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)に限定して規定。		-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の解除等に伴う損害賠償の額の制限</li> </ul>			必ずしも低くはない。	-		現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
契約解除の猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>契約解除の催告</b></li> </ul>	クレジット債務が少額であることから、「20日の書面催告」までは不要。	-	-	<b>「20日の書面催告」の部分を見直すことが可能と考え得るか。</b>	
加盟店にとってのリスク	カード会社の延滞・貸倒れの防止	<b>登録基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>純資産要件</b></li> <li>・ <b>資本金要件</b></li> </ul>	クレジット債権が小口であり、リスクは分散されており、各加盟店への弊害は相対的に少ない。	延滞・貸倒れのおそれが少なく、カード事業者の財務、ひいては加盟店への弊害は相対的に少ない。	<b>純資産要件・資本金要件</b> について、一定の規制見直しを行うことが可能と考え得るのではないか。	
法令遵守に係るリスク	業務体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>体制整備</b></li> </ul>	主たる担い手として想定されるFinTech企業の特性を踏まえると、体制を一部簡素化しても十分な法令等遵守が図られる。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少ない。	体制の一部（例えば <b>監査方法等</b> ）について見直しが可能か。	
その他のリスク(社会的リスク等)	反社会的勢力による被害防止等	<b>登録基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反社会的勢力排除 等</li> </ul>	-	-	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。	

## 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入②

### 少額・低リスクの後払いサービスに関し考え得る制度見直しの方向性（案）

- 近時、新たに出現している「少額・低リスクの後払いサービス」について、「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」と位置づけ、登録制の下、現行の一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行うものとする（リスクベース・アプローチの導入）。
- 具体的には、（１）純資産要件等の登録基準、（２）契約解除の催告期間・催告書面の見直しのほか、取引条件表示・社内体制整備の見直しを行う。

#### 少額・低リスクの後払いサービス

- ・少額（極度額10万円以下）の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービス
- ・ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理



FinTechのビジネス特性を踏まえつつ

#### 「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」の新設

○以下の項目について見直しを行う。

##### (1) 登録基準（登録拒否要件）

- 純資産要件  
(現行) (資産－負債) ≥ 資本金又は出資額 × 百分の九十
- 資本金要件 (2,000万円以上)
- 技術・データを用いた適正な与信審査手法・体制の整備  
(与信審査における性能規定として別途検討)

##### (2) 契約解除の催告期間(20日)・催告書面

<非法律事項> 取引条件の表示の方法・社内体制整備

# 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入③

## 少額・低リスクの後払いサービスに関し考え得る制度見直しの方向性（案）

- FinTechのビジネス特性を踏まえた、少額・低リスクの後払いサービスに関する見直しの一案として、下記が考えられるのではないかな。

### 1. 登録基準（登録拒否要件）

#### ・純資産要件

（現行）登録時に（資産－負債） $\geq$  資本金又は出資額 $\times$ 百分の九十  
（見直し案）

- ・①登録時に**グループ全体**で現行基準を満たす、又は ②事業開始から例えば**5年以内**に現行基準を満たす、又は ③事業開始から例えば**5年以内**に一定額以上（例えば、1,000万円以上）の純資産を保有すること、かつ 登録時に**（資産－負債）が負の値でないこと**。

・中小企業等経営強化法上、「新規中小企業者」は概ね創業5年未満の中小企業。  
※銀行法上の「電子決済等代行業」の登録要件（財産的要件）は、「純資産額が負の値でないこと」のみ。

#### ・資本金要件（2,000万円以上）

⇒要件として課さない。

・現行の資本金要件は、旧商法上の株式会社の最低資本金が1,000万円とされていること等を踏まえて設定されたもの。  
・平成17年に会社法が制定され、最低資本金制度は廃止。

#### ・与信審査体制のあり方

⇒**技術・データを用いた与信審査手法の適正実施を明確化**。

・**技術・データを用いた適正な与信審査体制の整備**（支払可能見込額調査の体制整備に代えて）。

### 2. 契約解除の催告期間(20日)・催告書面

⇒催告期間を**短縮**（例えば**5日～10日**）するとともに、  
催告書面を**電子化**（スマホ・パソコン完結型の場合は完全電子化）。

催告期間について  
・貸金業法上、規制なし。  
・民法上「相当の期間」とされ、判例・通説では3日程度とされている。

### <非法律事項（省令や審査基準の改正）> 取引条件表示・社内体制整備

（見直し例）

取引条件表示

・取引条件の表示内容を簡素化し、**支払総額の具体的算定例等の全文記載をURL表示等**により**できるものとする**。

社内体制整備

・必置とされる「**営業部門とは独立した監査部署**」に代わる**監査方法**を認める。  
・認定割賦販売協会が主催する**研修の受講方法を柔軟化**（e-learning等）。

## (参考2) 取引条件表示について

現行法令上、カード等交付時に取引条件として、支払の期間及び回数、手数料率、支払総額の具体的算定例、極度額、特約の全文表示が必要。

※具体的算定例の記載例（省令上8ポイントでの記載が必要）

### 3. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品  
を10回払いでご購入の場合

#### A. 上表に基づく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

#### B. 上表に基づく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円^{*1}$$

#### C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円^{*2}$$

(ただし、初回10,518円^{\*3}、最終回10,699円^{\*4})

#### D. 分割支払金合計額

$$10,518円(初回) + 10,700円 \times 8(第2回 \sim 第9回) \\ + 10,699円(最終回) = 106,817円$$

※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

日割計算の手数料

$$100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

(ご利用金額 × 実質年率 × 日数(締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)

$$\text{初回支払額} \quad 9,450円 + 1,068円 = 10,518円$$

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,450円 = 90,550円$$

$$\text{月利計算の手数料} \quad 90,550円 \times 1.25\% = 1,131円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,700円 - 1,131円 = 9,569円$$

## ※特約の記載例

第2条 (カードの貸与およびカードの管理) 1.当社は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならない。2.カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「会員番号等」という。)が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第40条 (カードの紛失、盗難による責任の区分) 1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。2.第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社または■■■■に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社または■■■■の請求により所定の紛失、盗難届を当社または■■■■に提出した場合、当社は、本会員に対して当社または■■■■が届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(1)会員が第2条に違反したとき。(2)会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。(3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。(4)紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。(5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。(6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第2項ただし書きの場合を除く。)(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。(8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第41条 (偽造カードが使用された場合の責任の区分) 1.偽造カード(第2条第1項に基づき両社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。2.第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

第46条 (会員規約およびその改定) 本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。



(現行制度の見直しの一案)

具体的算定例や特約について、例えば、URL表示による記載をすることを認める。

## (参考3) 社内体制整備について

現行制度上、「割賦販売法第33条の2第1項第11号、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準(審査基準)」により、体制整備として下記の事項が必要。

(1) 法令等遵守全般について

- ② 営業部門とは独立した監査部署(以下「内部監査部署」といい、個別信用購入あっせん業者の規模にかんがみ、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可)を設け、実効性が確保された状況であること。
- ⑧ 認定割賦販売協会会員については、割賦販売法及び同協会が定める規則(以下「自主ルール」という。)の遵守を確保するために認定割賦販売協会が主催する研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させることとなっていること。なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。